

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 総務企画課	H20.4.1	油焚吸収冷暖房機年間 保守業務委託	1,680,000	長崎市梁川町5-9 株式会社 菱熱 長崎支店 支店長 湯浅 康博	当局に設置している三菱ヨーク油焚冷暖房機の契約履行には、特殊な技術を必要としており、製造元である三菱ヨーク(株)の冷暖房機器総代理店である(株)菱熱以外には、その能力を有する業者がないため。	第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	管理部 総務企画課	H20.4.1	県北振興局天満庁舎保 安警備業務委託	693,000	長崎市旭町3-6 長崎総合警備株式会社 代表取締役社長 山田 俊治	当該業務は契約相手方設置のセキュリティーボックスを使用した機械警備による無人整備であり、新たにシステムを導入する場合の経費及び機械設置の期間の有人警備費用がかかること。 また、機械警備にあたって、入居団体負担となるカード(必要配布外のカード)が新たに経費となることから、現在の契約相手に特定される。	第167条の2 第1項第2号
3	県北振興局	管理部 総務企画課	H20.4.1	県北振興局天満庁舎エ レベーター保守業務委 託	1,973,160	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社 長崎支店 支店長 吉田 伸文	当該エレベーターは設置後30年を経過しており、老朽化が進むとともに修理部品の入手も困難であり、故障時に確実に早急な対応をするためには、設置機種に精通している製造元のサービス部門である当契約相手に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	管理部 総務企画課	H20.11.27	県北振興局天満庁舎エ レベーター改修工事	23,415,000	福岡市博多区住吉1丁目2- 25 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社 九州支社 役員理事支社長 小田 貢	当該エレベーターは、設置後30年以上を経過し、老朽化しているため改修を行うものであるが、現在の施設を丸ごと替える新設と既存部品を流用するリニューアルの工事費用を比較検討した結果、リニューアルの場合が安価にできるため、既存施設のうち交換が必要な部品のみでの改修工事とした。 この工事内容では、既存(流用)部分と取替部分の部品の互換性が必要となるが、同一メーカー以外(メーカーが異なると規格・サイズが合わないため。例えば、現在のシャフトに他メーカーの箱や外扉は設置できないなど)互換性がないため、製造元の保守部門である当契約相手に特定される。	第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	農政部 農政管理課	H20.9.24	平成20年度県営畑地帯 総合整備事業飯良地区 換地事務委託	2,108,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	当該業務は要綱により相手方が限定されており、また、現地の状況に精通しているため。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県北振興局	農政部 農村整備課	H20.5.1	広域大村東彼杵地区6号橋梁上部工事現場技術業務委託	12,810,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
7	県北振興局	農政部 農村整備課	H20.5.1	広域大村東彼杵2期地区2,3号橋梁上下部工事現場技術業務委託	12,810,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	農政部 農村整備課	H20.5.20	広域大村東彼杵2期地区 建設資材価格調査業務委託	1,260,000	福岡県福岡市博多区博多駅前2-3-7 (財)経済調査会 九州支部 支部長 吉原 重夫	長崎県の建設工事における資材単価は、別紙のとおり『長崎県土木部設定単価(「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう)、物価資料(「建設物価」、「積算資料」をいう。)掲載価格、特別調査単価(臨時調査)または見積もりをもとに、原則として下記により決定するのとし、実勢価格を反映するものとする。』となっており、特別調査を依頼する場合、「建設物価」の発行者である(財)建設物価調査会及び「積算資料」の発行者(財)経済調査会に限定される。また、両者は長崎県が依頼した特別調査の実績があることからこの2者を選定することが適当と考える。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県北振興局	農政部 農村整備課	H20.6.25	広域大村東彼杵地区 東彼杵工区農道 台帳作成業務委託	1,155,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	「整備された農道については、農道台帳による管理を前提に、交付税措置が行われることになっている。また、土地改良施設の維持管理に係わる調査などは正確にかつ長期的、継続的に管理更新するためには、作成及び管理の一連の業務を一貫した体制の下に統一的に実施することが重要である。 ・農道台帳の作成及び円滑な実施について(平成3年8月20日付け、3構改D510号農林水産省構造改善局長通達)による。(下記に抜粋) 「農道台帳の作成及び管理は一貫した体制の下に統一的に実施することが重要であることに鑑み、農道台帳の作成主体は、都道府県土地改良事業団体連合会(以下「県土連」という)に協力を要請し、農道台帳記載数値の点検・確認を受けるように努めるものとする。	第167条の2第1項 第2号
10	県北振興局	林業部 林業課	H20.7.1	採穂園等委託事業(下刈 等・カメムシ防除)	1,123,500	東彼杵郡川棚町百津郷字ナ リウ39番125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 紙谷 修	当該業務の受託者の選定要件は、採穂園等委託事業実施要領により「(1)公共的団体」又は「(2)採穂園等の育成及び管理の経験及び能力を有するもので、社会的、経済的信用確実にして、かつ、採穂園等の事業に精通した者」と規定している。 本事業は、林木育種(採種・採穂等)の適正かつ合理的な実施を図るための作業で、病害虫等防除や現場森林を熟知した施業方法など、管理等に関する過去の経験と技術・能力が必要となる。県内において、昭和39年採穂園設立当時から当園の造成や育成・管理に従事し事業内容に精通している者は、唯一東彼杵郡森林組合だけであり、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
11	県北振興局	林業部 林業課	H20.9.22	県営林間伐素材生産販 売事業委託	2,310,000	平戸市宝亀町91-1 平戸市森林組合 代表理事組合長 青崎 寛	当該業務は、県営林造成作業実施要領で委託の相手方を「県営林作業執行の経験及び能力を有し、社会的、経済的信用確実にして、かつ県営林地の事情に精通した森林組合及び長崎県森林組合連合会とする」と規定している。 また、県営林特別会計の支出を抑えるため、農林漁業金融公庫から無利子及び低利子の森林整備活性化資金を借り受け運営している。当資金は合理化計画の共同作成が必要で、長崎県林業公社を共同委託者として地域の1森林組合を受託者とする条件で認定を受けているため、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県北振興局	林業部 林業課	H20.12.4	県営林間伐素材生産販売事業委託	4,200,000	北松浦郡佐々町松瀬免463-3 北松森林組合 代表理事組合長 市瀬 健爾	当該業務は、県営林造成作業実施要領で委託の相手方を「県営林作業執行の経験及び能力を有し、社会的、経済的信用確実にして、かつ県営林地の事情に精通した森林組合及び長崎県森林組合連合会とする」と規定している。 また、県営林特別会計の支出を抑えるため、農林漁業金融公庫から無利子の森林整備活性化資金を借り受け運営している。当資金は合理化計画の共同作成が必要で、長崎県林業公社を共同委託者として地域の1森林組合を受託者とする条件で認定を受けているため、契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	林業部 林業課	H20.12.4	県営林造成作業(作業道開設)委託	1,470,000	北松浦郡佐々町松瀬免463-3 北松森林組合 代表理事組合長 市瀬 健爾	当該業務は、県営林特別会計の支出を抑えるため、農林漁業金融公庫から無利子の森林整備活性化資金を借り受け運営している。当資金は合理化計画の共同作成が必要で、長崎県林業公社を共同委託者として地域の1森林組合を受託者とする条件で認定を受けているため、契約の相手が特定される。 また、当該箇所で開催する間伐等事業に付随するもので、作業を効率的に遂行できる者として適している。	第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	林業部 林業課	H21.1.29	採穂園等委託事業(樹形誘導等)	1,522,500	東彼杵郡川棚町百津郷字ナリウ39番125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 紙谷 修	当該業務の受託者の選定要件は、採穂園等委託事業実施要領により「(1)公共的団体」又は「(2)採穂園等の育成及び管理の経験及び能力を有するもので、社会的、経済的信用確実にして、かつ、採穂園等の事業に精通した者」と規定している。 本事業は、林木育種(採種・採穂等)の適正かつ合理的な実施を図るための作業で、病虫害等防除や現場森林を熟知した施業方法など、管理に関する過去の経験と技術・能力が必要となる。県内において、昭和39年採穂園設立当時から当園の造成や育成・管理に従事し事業内容に精通している者は、唯一東彼杵郡森林組合だけであり、契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県北振興局	建設部 建設管理課	H20.4.1	小値賀漁港及び斑漁港 の環境整備施設にかか る管理業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町長 山田 憲道	漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法の規 程により漁港管理者が管理することになっており、漁 港施設と一体的に管理を行う必要がある。小値賀町 は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づ き、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃施設 及び使用許可等の事務を行っているため。	第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 建設管理課	H20.4.1	彼杵港港湾環境施設管 理業務委託	1,935,000	東彼杵町蔵本郷1850-6 東彼杵町長 紙谷 修	港湾区域内に存在する彼杵港緑地の維持管理 は、港湾施設と一体的に行う必要がある。東彼杵町 は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づ き、港湾施設の軽微な維持補修、港内の清掃施設 及び使用許可等の事務を行っているため。	第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	建設部 用地課	H20.5.13	用地取得事務委託	11,977,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」 により指定された機関であり、用地取得業務に係る 専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っ ている。よって契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路建設課ほか	H20.4.21	平成20年度施工体制点 検業務委託	4,964,400	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
19	県北振興局	建設部 道路建設課	H20.8.1	平成20年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第2回契約)	5,386,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県北振興局	建設部 道路建設課	H21.1.6	平成20年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第4回契約)	6,324,150	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路維持課他	H21.2.25	平成20年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第5回契約)	7,836,150	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持課	H20.5.22	主要地方道柚木三川内 線外1線橋梁補修工事 (現場技術業務委託)	6,772,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	当業務は、公共工事の品質確保の促進に関する 法律の施行等により、公共工事の適正な施工管理 および品質確保が強く求められている中で、公共工 事の現場管理体制を強化するための外部委託業務 であり、一定の技術力を保持し、公正な立場から業 務を遂行できる業者として、当センターが最適である ため。	第167条の2 第1項第2号
23	県北振興局	建設部 道路維持課	H20.6.1	一般県道小値賀循環線 外2線道路維持管理委 託	2,940,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町長 山田 憲道	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場 (小値賀島)での道路管理者としての行政的判断が 必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
24	県北振興局	建設部 道路維持課	H20.6.1	一般県道宇久島循環線 道路維持管理委託	3,587,850	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場 (宇久島)での道路管理者としての行政的判断が必 要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県北振興局	建設部 道路維持課	H20.7.10	主要地方道柚木三川内 線道路維持工事	3,339,000	佐世保市小舟町30-1 里村建設(株) 代表取締役 里村 稔	本工事は豪雨の影響で道路法面から土砂の流出 や落石があり応急工事を早急に行うものである。通 行車両及び歩行者の安全を緊急に確保する必要が あり、現地に精通し、人材、機材を迅速に調達でき、 適正で安全な工事施行の実施や関係機関との調整 ができる里村建設と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 道路維持課	H20.11.26	一般県道斑浜津線橋梁 補修工事(現場管理業 務委託)	6,090,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正 に行うことができる知識及び経験を有する職員が置 かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保 できる体制が整備されていること。その他の発注関 係事務を公正に行うことができる条件を備えたもの であること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第 2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共 団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う 公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
27	県北振興局	建設部 都市計画課	H20.9.8	平成20年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第3回契約)	4,149,600	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
28	県北振興局	建設部 河港課	H20.6.27	佐々川みんなのふるさと ふれあい工事 (魚道検討業務委託)	2,100,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	建設部 河港課	H20.7.1	大村線川棚・彼杵間川 棚港跨線橋新設工事	161,355,000	福岡市博多区博多駅前3丁 目25-21 九州旅客鉄道(株) 代表取締役社長 石原 進	川棚港の臨港道路整備において、橋梁の一部がJR 大村線の軌道を跨ぐことから、鉄道運行の安全上の 問題で、軌道に近接する橋脚及び軌道を跨ぐ上部 工架設の施行を九州旅客鉄道(株)に委託するもの である。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県北振興局	建設部 河港課	H20.7.14	平成20年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第1回契約)	2,740,500	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 河港課	H20.9.22	瀬戸越2丁目(2)地区急 傾斜地崩壊対策工事 (用地測量委託)	5,320,507	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、測量委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定される。	第167条の2 第1項第2号
32	県北振興局	建設部 河港課	H21.1.26	土砂災害防止法事前縦 覧業務委託	1,522,500	西彼杵郡長与町吉無田郷46 4-32 NPO法人長崎県治水砂防ボ ランティア協会 理事長 瓜生 宣憲	当委託業務は、当該地区の不特定多数の住民等を対象として説明を行う業務全般を委託するもので、個別説明を行うためには、土砂法及び土砂災害に関する全般について、相当な知識とともに適切な説明能力、行政的な行政的な対応経験が求められる。県内において、これらの条件を満たすものは、NPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会しかないため。	第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H20.4.1	田平土木事務所宿日直 業務委託	2,513,400	個人名につき非公開	当業務の請負者は保安上十分信頼のおけるものである必要がある。契約の相手先の個人は宿日直業務を本業としている者ではないため、こちらから条件提示を行って受託依頼をしている状況にある。従って、競争原理を活かすような契約にはなじまない。夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できない。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H20.4.1	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託	1,719,200	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 白浜信	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H20.4.1	松浦港、調川港、福島港緑地管理業務委託	2,078,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
36	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H20.8.12	松浦港竣工認可申請業務委託(46-197)	1,287,633	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	田平土木事務所 用地課	H20.7.1	主要地方道佐世保吉井松浦線道路改良工事(用地取得業務委託)	3,357,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	公共事業に必要な土地等の取得に関する事務を委託する場合の取扱については「土木部公共用地取得事務委託取扱要領」で委託先及び委託料が定められている。 また、当該事業箇所における委託先として長崎県土地開発公社以外の指定機関については、当業務を受諾できる組織・人員体制がなく、以上により相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、一者随契を行った。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H20.6.1	一般県道維持管理業務 委託(鷹島線・鷹島肥前 線・喜内瀬鍋串辻線)	2,774,000	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場 (鷹島、福島)で道路管理者としての行政的判断が 必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
39	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H20.7.11	平成20年度市道堤線設 計積算業務委託	2,501,100	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行する相手方には、公正性、技術力な どが求められる。本契約の相手先は、検討委員会 での事務局や発注・施工管理における支援を行う など公正性があり、また、行政と地域等の連携・ 調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取り まとめるための技術を有しており、本業務を遂行 できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
40	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H20.11.17	一般国道383号橋梁補 修工事(岩の上大橋重 点監督業務委託)	5,880,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の 品質確保の促進に関する法律」の施工等により、 公共工事の適正な施工管理及び品質確保が強く 求められている中で、公共工事の現場管理体制を 強化するための外部委託業務であり、一定の技術 力を保持し、公正な立場から業務を遂行できる 相手として、当センターが最適であるため。	第167条の2 第1項第2号
41	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H20.12.12	平成20年度一般県道田 ノ浦平戸港線設計積算 業務委託	1,011,150	大村市池田2丁目1311-4 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行する相手方には、公正性、技術力 などが求められる。本契約の相手先は、検討委 員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等 の連携・調整を実施した経験を有するとともに、 専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調 整及び取りまとめるための技術を有しており、本 業務を遂行できる相手として適当であるため。	第167条の2 第1項第3号
42	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H21.2.19	平成20年度主要地方道 平戸生月線外1線設計 積算業務委託	2,806,650	大村市池田2丁目1311-4 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行する相手方には、公正性、技術力 などが求められる。本契約の相手先は、検討委 員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等 の連携・調整を実施した経験を有するとともに、 専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調 整及び取りまとめるための技術を有しており、本 業務を遂行できる相手として適当であるため。	

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H21.2.24	一般県道田ノ浦平戸港 線電線共同溝整備工事 (電気通信地下設備の 資産買取)	8,844,264	西日本電信電話(株)長崎支店 支店長 東 伸之	本物件は西日本電信電話株式会社が保有する構 造物である。平成19年10月1日に長崎県知事と西日 本電信電話(株)長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフ ラネット(株)九州支店長の間で「電線共同溝工事等の 施工に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活 用に関する協定」を締結しており、この協定にある設 備の譲渡の項目に基いて、行うものである。	第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H21.3.17	一般県道田ノ浦平戸港 線電線共同溝整備工事 (2工区)	26,420,100	エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株)九州支店 支店長 今村 淳一	本工事は西日本電信電話株式会社が保有してい た構造物に近接した位置での工事である。平成19年 10月1日に長崎県知事と西日本電信電話(株)長崎支 店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)九州支 店長の間で「電線共同溝工事等の施工に伴う既設設 備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定」 を締結しており、この協定にある委託の項目があ る。 西日本電信電話(株)の既設ケーブルの保安上、当 社による委託施工を行うことが最適である。	第167条の2 第1項第2号
45	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建 設課	H20.4.28	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備調査(工事記録 撮影業務)	3,570,000	長崎市上町1-35 (株)プロダクションナップ 代表取締役 河野英雄	本業務は鷹島肥前大橋の工事記録を作成するた めの業務である。平成12年度より同業者が請け 負っており、過年度の著作権は著作権法により同業 者が所有している。他業者が本業務を請け負った場 合、鷹島肥前大橋完成時の本編編集業務が行えな くなるなど、著しい支障を生じるため。	第167条の2 第1項第2号
46	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建 設課	H20.11.17	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備調査(航行安全 対策検討)	2,037,000	佐世保市小佐々町黒石字小 島339-30 (株)西日本流体技研 代表取締役 松井志郎	本業務は鷹島肥前大橋の海上架設工事の実施に 伴う航行船舶に対する安全対策検討、関係者への 周知をおこなうものであるが、同業者は航行船舶調 査から操船シミュレーションまでをおこなう特殊技術 を有する者であり、架設計画に於ける同様な業務に 精通し、適切なアドバイスを行えること。また、過年 度の基礎資料を活用し効率的に本業務を履行でき ることから同業者が最適であるため。	第167条の2 第1項 第2号
47	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建 設課	H21.3.12	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備調査(工事記録 撮影業務その2)	1,155,000	長崎市上町1-35 (株)プロダクションナップ 代表取締役 中部 省三	本業務は鷹島肥前大橋の工事記録を作成するた めの業務である。平成12年度より同業者が請け 負っており、過年度の著作権は著作権法により同業 者が所有している。他業者が本業務を請け負った場 合、鷹島肥前大橋完成時の本編編集業務が行えな くなるなど、著しい支障を生じるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.5.20	平成20年度坂瀬川設計 積算業務委託	1,077,300	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
49	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.5.26	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港 設計 委託その1)	30,765,000	東京都千代田区内神田1-1 4-10 (財)漁港漁村建設技術研究 所 理事長 岸野昭雄	本業務は、基本設計並びに水理模型実験による構造各部材の検証結果を基に、過去に施工実績のない防波堤の詳細設計を行うもので、これまで当防波堤の断面決定に深く関与し、経緯・実験結果等を熟知し、漁港・漁場・漁村に関する豊富な知識と技術力有し、円滑かつ的確に業務を遂行できる唯一の業者であるため。	第167条の2 第1項第2号
50	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.6.12	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港 工事 監督補助業務委託)	12,915,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐富美雄	当業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等により、公共工事の適正な施工管理および品質確保が求められている中で、公共工事の現場管理体制を強化するための外部委託業務である。また、当該業務の対象工事は、全国でも有数のトラフグ養殖場に隣接しており、水生生物の生態系に特に配慮を行う必要がある。このような中、本業務を円滑に遂行できるのは、水産土木事業に豊富な知見と技術を保有し、県内の実績も多数あり、公正な立場から支援を期待できる当センター以外なかったため。	第167条の2 第1項第2号
51	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.8.25	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港 水産 基盤整備波及効果分析 調査委託)	12,600,000	東京都千代田区内神田1-1 4-10 (財)漁港漁村建設技術研究 所 理事長 岸野昭雄	当業務は、松浦圏域における水産業の産業連関表を作成し、経済波及効果指標を算出し、事業の評価を行うものである。水産庁の委託において本手法を用いた分析を開発し、他県においても実施した経験を有し、現時点において産業連関表を作成する唯一の機関で、本業務を的確に遂行できる技術を有していると判断されるため。	第167条の2 第1項第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.11.20	宮ノ浦地区広域漁港整備 工事(宮ノ浦漁港工事 監督補助業務委託)	6,405,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の 品質確保の促進に関する法律」の施工等により、公 共工事の適正な施工管理及び品質確保が強く求め られている中で、公共工事の現場管理体制を強化 するための外部委託業務であり、一定の技術力を保 持し、公正な立場から業務を遂行できる相手として、 当センターが最適であるため。	第167条の2 第1項第2号
53	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H21.1.13	星鹿地区広域漁港整備 工事(星鹿漁港工事監 督補助業務委託)	2,940,000	大村市池田2丁目1311-4 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行する相手方には、公正性、技術力な どが求められる。本契約の相手先は、検討委員会 での事務局や発注・施工管理における支援を行う など公正性があり、また、行政と地域等の連携・調 整を実施した経験を有するとともに、専門的な知 識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行でき る相手として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号